

2-4 海岸保全の施策

海岸防護の目標を達成する目的から、防護に関する施策を以下に示す。また、基本理念を踏まえ、環境および利用に関する施策についても、併せて示す。

(1) 防護に関する施策

1) 海岸保全施設の早期整備

県民生活の安全を確保する目的から、高潮・波浪や侵食、津波等の自然災害からの防護に主眼をおいた対策が重要であり、沿岸の海象特性や地形特性等に応じて、適切な保全施設の整備を推進していく。

2) 既存海岸保全施設の機能の維持・向上

既に存在する堤防や護岸等の海岸保全施設については、耐震補強や液状化対策について、順次対応していく。また、施設機能の適切な保持を図るため、老朽化等により再整備が必要な施設については、維持補修を行うことより耐久性の向上を図る。

既存の海岸保全施設の老朽化が進行する現状を踏まえ、予防保全の観点から、定期的に巡視や点検を行い、防護機能を保持する効率的な維持管理・修繕を計画的に推進する。

また、水門・排水機場・陸閘など津波や台風来襲時に操作を要する施設については、機械・電気設備の更新と併せて、設備の機能維持・機能向上等を検討していく。さらに、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施するなど、現場操作員の安全を確保した効果的な管理運用体制の構築を図る。

なお、低地帯を有する葛南地区については、施設の老朽化対策に加え、地震水害からの防護の観点から、施設の耐震補強や液状化対策についても順次検討していく。

さらに、津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。

3) 海岸における総合的土砂管理

富津岬周辺や富津岬以南の中小ポケットビーチ、及び湾奥部の人工海浜等における侵食への対応に向けては、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性を十分に把握する必要がある。そのため急激な侵食が予想される海岸においては、関係機関と連携しつつ、沿岸や流入河川における土砂動態や各海岸特有の漂砂特性の解明に資する調査・観測を実施していくものとする。

現状では浜幅が比較的広いが侵食傾向にある海岸、また、現状で浜幅が狭い海岸もある。このような地域については、来襲波浪や地形変化の継続的な観測を行うなど、積極的に予防措置を講じるものとする。

4) 地域と一体となった津波・高潮対策の推進

県は、人命を最優先に、減災の視点に立ち、自然現象は想定を超える可能性があることを十分に認識し、施設整備などのハード対策と避難を軸としたソフト対策を組み合わせた多重防護に重点をおいた総合的な対策を推進する。

特に、津波に対しては、市町の避難体制の早期確立を支援するとともに、住民が刻々と変わる状況に的確な避難行動を取ることができるよう、市町と連携して、実践的な津波避難訓練や防災知識の普及・啓発等を継続的に実施し、住民の防災意識の向上を図っていく。

5) 地球温暖化への対応

地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化に備えて、潮位観測等を継続的に実施していく。潮位観測等の結果等については、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。

6) 新技術の導入への取組み

海岸保全施設の整備に関しては、海岸景観や生物生息環境の保全・創造等への配慮から、柔構造などの新技術、及び親水性に配慮した新技術の導入についても今後検討していく。

(2) 環境に関する施策

1) 砂浜・干潟・浅場・藻場やヨシ原等の保全と創造

富津岬以南の海岸は、東京湾の中で砂浜や藻場などが自然に近い状態で保たれているゾーンであり、ハマヒルガオなどの海岸性植物、富津岬周辺の特定植物群落、沖ノ島のサンゴ等や、アカウミガメの上陸・産卵など、貴重な生態系が確認されている。

また、盤州干潟付近では、ハママツナの植物群落、キイロホソゴミムシなどの海岸性昆虫類、ハマガニやフトヘナタリなどの底生生物等、県内他地域にもみられない貴重な生態系が確認されている。

さらには、湾奥部の人工海浜においても、コアジサシの営巣等も確認されている。

このように、沿岸に現存する砂浜・干潟・浅場・藻場やヨシ原等は、動植物にとって貴重な生息環境であるため、その保全に向けて、十分に配慮していく。

2) 海域環境改善への取組み

東京湾への流入負荷量として、工場等からの事業所系の排水よりも、むしろ一般家庭などからの生活系排水の占める割合が大きく、下水道事業における合流式下水道の改善や高度処理施設の整備なども必要である。海岸事業実施時においては、海域環境への負荷を軽減できるよう、十分に配慮していく。

なお、海域環境の改善のためには、東京湾の環境の現状に対する住民の理解も必要である。現在、沿岸市町村で海岸の生物環境への理解促進を目的とした体験学習活動等が実施されているが、東京湾の水質環境改善への理解に向けた環境学習等についても、併せて支援していく。

3) 海岸の景観づくり・美化活動の推進

富津岬周辺など砂浜海岸においては、海岸利用者が海岸にゴミを放置するなどモラルの低下が懸念される状況にある。これらの放置ゴミは、海岸の生物環境に影響を及ぼし、かつ海岸の美観も著しく損なうため、利用者モラルの向上を図ると共に、海岸における地域の清掃活動等を支援していく。

4) 突発的な事故等への対応

東京湾ではダイヤモンドグレース号による油流出事故が過去に発生している。海岸への油の漂着は、海岸の生物環境や漁業活動にも甚大な影響を及ぼす。

また、海岸への大量の漂着ゴミについても発生の可能性はあるが、市民参加による清掃活動による対応では限界がある。

したがって、油流出事故や大量の漂着ゴミなど、海岸における突発的な事故への対応の強化について検討していく。

(3) 利用に関する施策

1) 水際線の開放とアクセスの確保

港湾周辺などでは、海岸保全区域の前面に埋立地が存在し、物流用地や工業用地となっているため、人が水際線に近づけない箇所もある。これらの地域においては、埋立地などの再開発等と併せて、水際線の開放について検討していく。

また、木更津付近や富津岬以南では、海岸へのアクセス道路が狭い箇所もあり、主要動線となるアクセス道路の整備を、都市計画・防災計画との連携も視野に、検討していく。

2) 海岸利用マップ等の作成

最近、海水浴・潮干狩り・ボードセイリング・ヨットなど海洋性レクリエーション利用相互の調整、海岸レクリエーション利用と漁業活動との調整を望む要請がある。

また、砂浜への車両乗り入れや海岸でのゴミの放置等の問題も顕在化してきている。このため、以下の内容を盛り込んだ海岸利用マップ等の作成について検討し、海岸の適正な利用を図る。

- 海岸レクリエーション利用区域の設定（漁業活動との調整も含む）
- 海岸利用のルールづくり及び安全管理体制の構築
- 車両乗り入れ禁止区域等の設定
- 地域の観光資産・イベント等の紹介

3) 背後からのアクセス及び利便施設のユニバーサルデザイン化

海岸には遊歩道やトイレなどの利便施設ならびにスロープ等が整備されているが、未整備な箇所も存在する。また、駅やバス停からのアクセスにおいてもユニバーサルデザインへの配慮が不十分な箇所も存在する。海岸は、老人や子供、障害者等の社会的弱者も含めたすべての人によって快適に利用される空間であることが望ましい。

したがって、背後からのアクセス及び利便施設のユニバーサルデザインの導入に向けた検討を行っていく。

4) 不法係留対策の推進

海岸景観の確保、ならびにプレジャーボートなどの適正な利用、海岸管理の適正化の目的から、利用者のモラル向上、監視体制の構築、民間資金の活用を含む係留保管施設の整備など、各種法令及び県条例に基づき、総合的な不法係留対策を推進していく。

5) 「海の家等適正利用指針」などによる適正な海岸利用の推進

適正利用を遵守する体制の構築と計画的な海岸利用の推進、健全で秩序のある海岸利用の推進、地域ニーズと調和した海岸利用の推進のため、千葉県海の家等適正利用指針に基づき、市町において地域特性に応じた計画的な海岸利用の促進を図るとともに、海岸の適正な管理に努める。

(4) 総合的な施策

1) 周辺環境と調和のとれた海岸づくり

東京湾沿岸の中で、富津岬以南の区域には、砂浜海岸や岩礁海岸が点在しており、ほぼ自然に近い状態で海岸が保たれている。また、湾奥部においても、盤州干潟・三番瀬などの干潟の他に、人工海浜などが創造されており、県民の憩いの場であると共に、動植物にとっても貴重な生息環境となっている。特に、富津岬周辺といなげの浜は、白砂青松 100 選にも位置付けられている。

これらの貴重な自然環境を保持していくため、生物生息環境にも十分配慮しつつ、親水性に配慮した施設整備の導入など、周辺の環境や景観と調和した海岸づくりを、地域住民の意向を十分に把握しながら推進していく。

2) 海洋性レクリエーション利用と調和のとれた教育活動の充実

海水浴・ボードセイリング・ヨットなどの海洋性スポーツには、レクリエーションの効果の他に、精神や肉体の訓練という教育的効果がある。また、教育活動とされる干潟やサンゴの観察会なども、自然への新鮮な驚きや非日常的な感覚の体験などのレクリエーション的効果がある。

このように、海洋性レクリエーション利用と環境教育等の教育活動は表裏一体の性質を有しており、教育的効果を加味した海洋性レクリエーション利用等の促進を充実させていく。

3) 地域ごとの“魅力ある海岸づくり会議（仮称）”の創設への支援・活用促進

海岸管理者による『海岸保全基本計画』に基づく沿岸全体における防護・環境・利用の調和した総合的な海岸管理と定期的に連絡・調整をとりつつ、地域の意見等を聞き、きめ細やかな海岸づくりを推進していくことを目的に、“魅力ある海岸づくり会議（仮称）”の創設への支援を推進していく。また、次頁に示すような、各地で既に開催されている地域ごとの会議においては、更なる活用を促進していく。

魅力ある海岸づくりの健全な推進のための方策

地域の意向や特性に応じたきめこまやかな海岸づくりを推進していくためには、海岸ごとに、地域住民や関係団体等の意見を聞き、計画を策定し、防護・環境・利用が調和した総合的管理を行うことが望ましい。

このため、市町村を主体として関係団体や地域住民などからなる「魅力ある海岸づくり会議」を設置するなど、地域主体による魅力ある海岸づくりを推進する。

また、県庁内の関係各課の連絡調整を行うことを目的として、海岸管理者を主体とする「千葉県海岸保全連絡調整会議」を設置した。この連絡調整会議では、各「海岸づくり会議」を設置した場合、情報提供、環境教育の支援等を行うこととする。



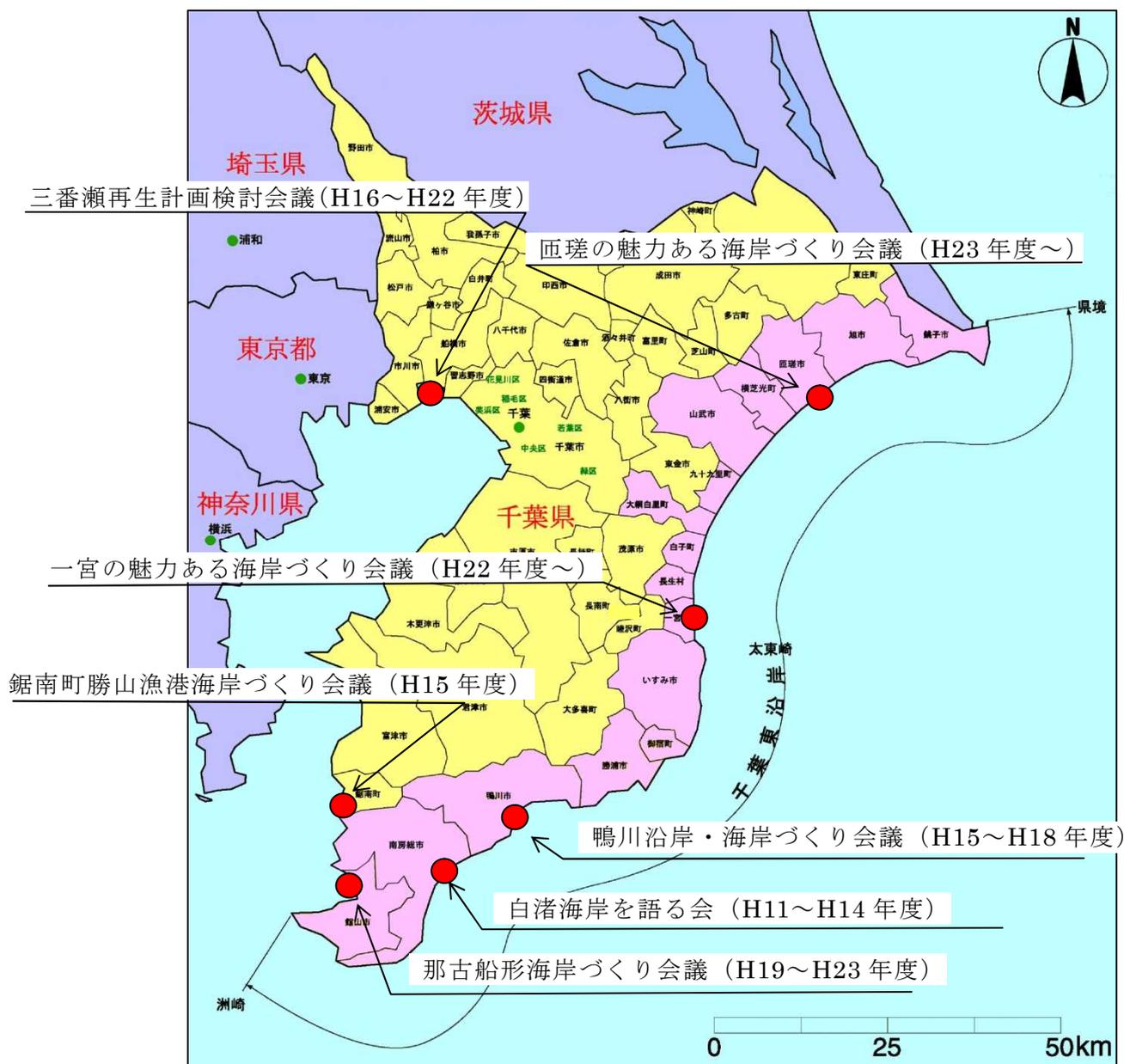


図 2-4.1 県内における海岸づくり会議の設置状況

2-5 ゾーン毎の施策

前節までの結果を考慮し、沿岸全体のゾーニングを行った結果を、次頁の図 2-5.1 に示す。なお、ゾーニングを行う際には、以下の事項に配慮した。

<ゾーニング時の配慮事項>

- 防護における外力（波浪）が同一視できる地域
- 沿岸漂砂・潮流等による沿岸漂砂の傾向が同一視できる地域
- 沿岸域の生態系が同一視できる地域
- 沿岸の土地利用形態が同一視できる地域
- 海岸の属する行政区分はゾーニングの補助指標とする

また、各ゾーンにおける海岸の防護・環境・利用についての施策を表 2-5.1 に示す。これらの目標達成のためには、行政と地域住民・海岸利用者が一体となり、協力・推進していく。

